

○中津市空き家バンク制度実施要綱

平成19年9月6日中津市告示第172号

改正

平成25年3月28日中津市告示第72号

平成28年3月14日中津市告示第49号

令和5年2月3日中津市告示第23号

令和6年3月29日中津市中ま暦第2号

令和7年2月7日中津市中ま暦第4号

中津市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家等の情報を発信することにより、不動産の流通を促進するとともに本市への移住を希望する者を支援し、もって空き家等の有効活用及び定住促進を図ることを目的として実施する中津市空き家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次の各号すべてに当てはまる家屋をいう。

ア 居住の用に供するための家屋（一戸建ての住宅及び兼用住宅に限る。当該家屋の存する敷地を含む。）

イ 居住することが可能な家屋

ウ 現に居住していない家屋又は退去日が決まっている家屋

エ 売買契約、賃貸契約のいずれも契約締結していない家屋（契約締結予定も含む）

(2) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者をいう。

(3) 空き家登録者 第4条第2項の規定により登録された者をいう。

(4) 利用希望登録者 第7条第2項の規定により登録された者をいう。

(5) 中津市空き家バンク制度 空き家の売却又は賃貸に関する情報を、空き家登録者又は利用希望登録者に対して提供する制度をいう。

(6) 成約 空き家バンク登録物件を売買又は賃貸契約締結したことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、中津市空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家台帳の登録申請)

第4条 中津市空き家バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、中津市空き家バンク制度空き家登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンクに物件登録を希望する空き家に係る次に掲げる証明書のうちいずれかのもの

ア 所有権保存の登記がされている空き家

建物及び土地に係る全部事項証明書又は登記簿謄本の写し

イ 所有権保存の登記がされていない空き家

名寄帳兼課税台帳

(2) 本人確認ができる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を審査し、相当と認めるときは、中津市空き家バンク制度空き家登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、中津市空き家バンク制度空き家登録完了書(様式第2号)を当該所有者等に通知し、ホームページへ公開するものとする。

4 空き家等の登録の有効期間は、登録をした日から3年間とする。ただし、再度の空き家等の登録を妨げない。再度の空き家等の登録を受けようとする所有者等は第4条第1項のとおりとする。

5 市長は、前項に定める審査において、第1項に規定する申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳への登録を認めないものとし、中津市空き家バンク登録不可通知書(様式第3号)により当該申込みをした者にその旨を通知するものとする。

(1) 申込みに係る家屋が空き家と認められないものであるとき。

(2) 申込みに係る空き家が老朽化等により居住の用に耐えないものであるとき。

(3) 申込みに係る空き家が建築基準法第43条に定める接道義務を満たすことができないとき。

(但し、都市計画区域外及び準都市計画区域外はこの限りではない。)

(4) 申込みに係る空き家において紛争やトラブルが予見されるものであるとき。

(5) 申込みをした者が所有者等でないとき。ただし所有者から委任を受けた代理人は除く。

(6) 申込みをした者が不動産業又は不動産貸付業を目的とした者であるとき。

(7) 申込みをした者が暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）であるとき。

（8） その他市長が空き家台帳への登録を不相当と認めるとき。

（空き家台帳に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、その都度中津市空き家バンク制度空き家登録変更申請書（様式第4号）を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、所有権等に異動が判明したときは、本人確認ができる書類を添付することとする。

（成約）

第6条 空き家登録者等は成約した場合、中津市空き家バンク成約届出書（様式第5号）に売買又は賃貸契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（空き家台帳の抹消）

第7条 空き家登録者等は、空き家バンクの登録を取り消すときは、中津市空き家バンク登録抹消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消することができる。

（1） 前項の規定による届出があったとき。

（2） 空き家台帳に登録された日から3年経過したとき。

（3） その他市長が空き家台帳から抹消する必要があると認めたとき。

3 市長は、前項（2）～（3）の規定により空き家台帳の登録を抹消したときは、中津市空き家バンク制度空き家登録抹消完了書（様式第7号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用希望者台帳の登録申請）

第8条 中津市空き家バンク制度による利用に関する登録を受けようとする者は、中津市空き家バンク制度利用希望者登録申請書（様式第8号）を市長に提出し、登録しなければならない。（以下「利用希望登録」という。）

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、中津市空き家バンク制度利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

3 利用希望登録の有効期間は、登録をした日から3年間とする。ただし、再度の利用希望登録を妨げない。再度の利用希望登録を受けようとする者は第7条第1項のとおりとする。

4 市長は、前項に定める審査において、第1項に規定する申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳への登録を認めないものとする。

(1) 申込みをした者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 過去に次条第1項第2号に規定する行為を行ったことにより利用希望者登録から抹消された者であるとき。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳から抹消するものとする。

(1) 利用希望者台帳に登録された日から3年経過したとき。

(2) 利用希望者登録抹消届出書（様式第9号）の届出があったとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家等の見学予約をしているにもかかわらず正当な理由なく行った当日キャンセル、音信不通その他の中津市又は空き家バンク委託業者との信頼を失墜させる行為を行ったとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項3号から5号までの規定により利用希望登録者を利用希望者台帳から抹消したときは、中津市空き家バンク制度利用希望者登録抹消完了書（様式第10号）を当該利用希望登録者に通知するものとする。

(情報提供等)

第10条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(交渉等への不関与)

第11条 市長は、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

2 前項の取引に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 空き家台帳及び利用希望者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、中津市空き家バンク制度に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日中津市告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月14日中津市告示第49号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年2月3日中津市告示第23号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日中津市中ま暦第2号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月7日中津市中ま暦第4号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

この施行による改正後の中津市空き家バンク制度の規定は、この施行の日以後に申請があった場合に適用し、同日前に改正前の中津市空き家バンク制度の申請があった場合については、なお従前の例による。